

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ 該当なし

区分Ⅱ 該当なし

区分Ⅲ 該当なし

その他 19件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|-------------------------|
| 1 | 1号機 | 廃棄物処理系廃液フィルタ加圧用空気入口弁の点検時、電磁弁用フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換 | D | |
| 2 | 2号機 | 発電機固定子冷却水系イオン交換塔出口導電率計点検時、計器本体外装部に傷が認められたため、当該計器を交換 | D | |
| 3 | 2号機 | 主タービン電気油圧式制御装置冷却水回収ポンプ吐出圧力計の点検時、テスト弁に詰まりが認められたため、当該弁を分解点検 | D | |
| 4 | 2号機 | タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）用計器点検時、高圧塞止弁用端子箱接続のフレキシブル電線管に傷が認められたため、当該電線管を修理 | D | |
| 5 | 2号機 | 主蒸気ヘッドドレン水位制御用スイッチの点検時、スイッチユニットに破損が認められたため、当該ユニットを交換 | C | |
| 6 | 2号機 | 非常用ディーゼル発電機（2A）用補機冷却海水ポンプ（A）出口逆止弁の点検時、ボンネットガasket着座面に腐食が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 7 | 2号機 | 非常用ディーゼル発電機（2A）用補機冷却海水ポンプ（B）出口圧力計元弁の点検時、弁棒ネジ部に腐食が認められたため、当該部を交換 | D | |
| 8 | 2号機 | 原子炉冷却材浄化ポンプ（A）用電源（モータコントロールセンタ）復旧時、ブレーカーケーブル端子の締付不良による原子炉冷却材浄化ポンプ（A）のトリップ事象が認められたため、当該ケーブル端子を再締付及び対応検討 | B | |
| 9 | 2号機 | タービン建屋空調冷却装置（ACH2-7）の点検時、冷凍圧縮機（A）（B）間の冷媒仕切り部にシートリークが認められたため、当該仕切り部を修理 | D | |
| 10 | 2号機 | タービン建屋空調冷却装置（ACH2-7）の点検時、点検扉及び防水坂に腐食が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 11 | 2号機 | タービン建屋供給ファン（HVS2-2D）の点検時、サクシオンベーン駆動部（軸受）にひび割れが認められたため、当該部を修理 | D | |
| 12 | 3号機 | 復水器室（A1）主復水器細管洗浄装置のボール捕集器において、動作不良（開不能）が認められたため、当該捕集器を点検・修理 | B | 11月11日公表済 (PDF159KB) |
| 13 | 4号機 | 残留熱除去系（B）／炉心スプレイ系（B）／原子炉隔離時冷却系統流量記録計において、動作不良（チャート送り不良）が認められたため、当該記録計を点検・修理 | D | |

| | | | | |
|----|-----|---|---|--|
| 14 | 5号機 | ドライウエル除湿冷却系（B）圧縮機（NO. 1・2）出口圧力計点検時、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理 | D | |
| 15 | 5号機 | 中央制御室オペレータ席のページングにおいて、拡声不良（接触不良）が認められたため、当該ページングを点検・修理 | D | |
| 16 | その他 | 平成18年度第2回保安検査において、「3号機の定検工事における電動機点検の調達に関して、品質管理グレードが明確でない」との指導を受けたため、対応検討 | B | |
| 17 | その他 | 平成18年度第2回保安検査において、「3号機第20回定期検査フォローアップ会議での保守管理評価未実施に関して、保守管理の定期的な評価のフォローアップが不十分である」との指導を受けたため、対応検討 | B | |
| 18 | その他 | 平成18年度第2回保安検査において、「2号機長期保全計画の実施状況報告書に関して、報告書と検査記録に一部不一致があり、報告書の記載が明確でないところがある」との指導を受けたため、対応検討 | C | |
| 19 | その他 | 平成18年度第2回保安検査において、「3号機第21回定期検査の標準施工要領書に記載されている立会検査の検証に一部不徹底がある」との指導を受けたため、対応検討 | B | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A_s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします
電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで